

住宅用太陽光発電システム 設置費補助制度を実施します

住宅用太陽光発電システムを設置する市民の方に、費用の一部を補助します。

ただし、予算の範囲内での交付となりますので、補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは申請の受付を中止させていただきます。詳細は環境課までお問い合わせください。

●補助金の額

太陽電池の最大出力1kW当たり3万円(上限12万円)1,000円未満の端数は切り捨て。

●予算額

1,200万円

●申請受付

4月2日(月)午前8時30分から

●必要書類

- 補助対象者
補助金の交付を受けることができる方は、以下の要件をすべて満たす方です。
- ①市内に居住していること。(実績報告時において居住している場合を含む。)
- ②電灯契約を結んでいる個人であり、市内の住宅(店舗、事務所等との兼用は可とする。)に、システムを設置すること又は建売住宅供給者等から市内に、システム付住宅を購入すること。
- ③設置する住宅が、補助対象者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- ④市税の滞納がないこと。

●注意事項

- ①必ず設置工事の着工前又はシステム付建売住宅の引渡し前に、補助金交付申請をして交付決定を受けて下さい。交付決定前に工事に着工された場合又は引渡しを受けた場合は補助金の交付が受けられません。
- ②工事了り日、建売住宅の引渡し日については、次のとおりです。

工事完了日	既住宅	交付決定日又は引渡しのいずれか早い日から3か月以内又は平成25年3月11日まで
	新住宅	交付決定日又は引渡しのいずれか早い日から6か月以内又は平成25年3月11日まで
住宅引渡し日	建売住宅	交付決定日又は引渡しのいずれか早い日から3か月以内又は平成25年3月11日まで

- ③実績報告書の提出期限は、システムの工事了り日又はシステム付建売住宅の引渡し完了した日から起算して、30日以内又は平成25年3月25日のいずれか早い日までになります。

市では、所有者に代わり空き地の除草作業を実施しています 空き地の雑草管理でお困りではありませんか？

高齢でなかなか草刈りがままならない、面積が大きくて手が回らないといった空き地の雑草の除去でお困りではありませんか。

これからの季節は放っておくと、どんどん雑草が伸びてしまい、毛虫が発生したり、隣接する方々に迷惑をかけるかも知れません。空き地の適正な管理は所有者の責任です。

●委託の料金

【参考】年額90円／1㎡(平成23年度の場合)
※(例) 300㎡の場合、年額27,000円となります。

注意：年度途中の申し込み、解約も同額になります。

●管理の内容

年4回の雑草の刈払い(刈り取りは雑草の繁茂する期間に行います)

注意：刈り取った草の回収は行いません。希望する場合は個別に業者に依頼してください。

●受託の条件

- ①下野市の行政区域内であること
- ②建物や工作物が無く、果樹、植木等の樹木が植えられていない更地であること
- ③傾斜地や湿地等、通常の管理が困難でない土地であること
- ④笹竹等の繁茂による荒廃がなく、昨年まで適正な管理が行われていた土地であること

●委託の方法

環境課に申請書を提出し、委託料を前払いする。

●申し込み・問い合わせ先

環境課 ☎(40)5559

